

平成31年3月5日

一般競争入札の実施について（郵送入札）

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2

むつ小川原石油備蓄株式会社
総務部長 松村 勇 人



下記のとおり入札を行います。

記

1. 契約件名 中継燃料配管改良工事
2. 工事の概要 本工事は、中継ポンプ場危険物配管にバルブ切込みを行う。
 - (1) 工事仕様および数量
 - 1) 工区Ⅰ 仕切弁設置 1 B 1個
ベントノズル 3/4 B 1個
ドレンノズル 3/4 B 1個
 - 2) 工区Ⅱ 仕切弁設置 2 B 1個
ベントノズル 3/4 B 1個
 - 3) 工区Ⅲ 仕切弁設置 2 B 1個
ドレンノズル 3/4 B 1個
 - (2) 工事範囲
 - 1) 配管改造一式
 - 2) 付帯工事、仮設工事、安全対策
 - 3) 官庁申請資料作成
3. 工事場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付111 (中継ポンプ場)
むつ小川原国家石油備蓄基地内指定場所
4. 工事期間 開始予定：平成31年 4月22日
納 期：平成32年 2月28日
5. 入札参加の申込み 入札参加を希望する方は、3月18日(月) 15:00迄にホームページで申込下さい。
6. 入札資料等 入札に関する資料は、入札参加資格決定通知書(パスワード付)を受領した方のみホームページ上で閲覧できます。
 - (1) 入札書
 - (2) 入札書記載要領
 - (3) 契約約款(案)
 - (4) 郵送入札の留意事項

(5) 郵送入札心得書

(6) 質疑応答書等

※仕様書については、入札参加資格決定者へメールまたは郵送で開示いたします。

7. 仕様説明会 原則実施しません。
8. 質疑応答 質疑応答は「質疑応答書」にて下記の期間に行います。
(1) 質疑受付終了日時 : 3月20日(水) 15:00
(2) 質疑回答日 : 3月22日(金)
9. 入札の方法 郵送入札とします。
郵送入札要領に関しては、「郵送入札の留意事項」「郵送入札心得書」に記載の通りです。
10. 入札書類 (1) 入札書
(送付書類) (2) 入札内訳書(明細書含む)
(3) 見積仕様書
11. 送付先 〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2
むつ小川原石油備蓄株式会社 総務部契約課宛
TEL. 0175-73-3115 FAX. 0175-73-3122
12. 入札書到着期限 平成31年 3月28日(木) 12:00
13. 開札日時 平成31年 3月28日(木) 14:30
場所 むつ小川原石油備蓄株式会社 第4会議室(3階)
14. 開札の立会い 入札参加者の立会いは必要ありません。
立会いを希望する方は、「開札立会申込書」を開札日の前日15:00迄に申込み下さい。
15. 参加資格 (1) 競争参加資格認定を受けた者。
注) 競争参加資格認定を受けていない方は、入札に参加できません。競争参加資格認定希望者は、総務部契約課へ「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書」を提出してください。
なお、資格審査には3~4日を要します。
注) 平成29、30、31年度一般競争(指名競争)入札参加資格要領書についてはホームページに掲載しています。
(<http://www.moos.co.jp>)

(2) 一般競争参加資格（条件）を満たしていること。（別紙）

(3) 入札参加資格決定を受けた者。

注）競争参加資格認定通知を受け本入札に参加申込みをした方には、入札参加資格決定通知書を送付します。（3月18日頃）

以上

中継燃料配管改良工事
一般競争参加資格（条件）

1. 建設業法第2条に規定する一般建設業の許可を受けた者であること。
2. 当基地における工事实績があり、当社が行うコントラクター技量評価結果でD評価通知を受けていない者。又は、D評価通知を受けてから1年を経過し、改善が図られていると当社が判断した者。
3. 当基地における工事实績がない者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（審査基準日は平成20年度以降直近のもの）における総合評定値が800点以上の者であること。（工種は問わない）
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。但し、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者は、その申し立てがなされていない者とみなす。
5. 青森県から指名停止を受けていない者。
6. 本入札に参加した応札者は、落札者の下請け業者（二次、三次下請けを含む）として工事施工に参加することは出来ない。
7. 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は出来ない。
8. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がない者であること。

以上